

第70回定期総会・記念式典 開催延期のお知らせ

日頃から組合の活動・運営へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和2年5月24日(日)アークホテルロイヤル福岡天神にて開催を予定しておりました第70回定期総会及び記念式典を延期させていただくことになりました。現在発生している新型コロナウイルス感染症拡大がみなさまの日々の営業に多大な影響を及ぼしている状況を踏まえて協議した結果となります。

第70回定期総会の議案につきましては、組合員のみなさまに宛てて議案書を送付し、みなさまから議決権行使書(議案に対する賛否または委任状)を返送していただく予定にしております。引き続き組合からのお知らせには目を通していただくようお願い申し上げます。

また、70周年の記念式典につきましては今後の開催日程が決まり次第、みなさまには改めてご案内申し上げます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する支援策まとめ

新型コロナウイルスの感染症の影響により事業活動に支障をきたしている事業者(個人事業主を含む)が利用可能な支援策についてのまとめです。

確定申告の期限が延長

「所得税」「個人事業主の消費税」「贈与税」の申告・納付期限が4月16日(木)に延長

※「所得税の青色申告承認申請」「専従者給与に関する届け出」等の期限も同様に延長

なお、来年より青色申告特別控除額が65万から55万に引き下げになります。ただし、e-Taxによる申告(電子申告)か電子帳簿保存を行えば、控除は65万のままなので、紙で申告や記帳を行っている方には電子化をおすすめします。

納税が困難な方には猶予制度があります 税務署に申請することにより、納税が猶予されます

所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください！
(納期限前から相談できます)

国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件すべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

- 要件**
- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
 - ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
 - ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
 - ④ 納付すべき国税の納期限(令和2年4月16日)から6ヶ月以内に申請書が提出されていること。
 - ⑤ 原則として、担保の提供があること。(担保が不要場合があります)
- ※すでに滞納がある場合や滞納になってから6ヶ月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予が受けられる場合もあります。

猶予が認められると・・・
*原則1年間猶予が認められます(状況に応じてさらに1年間猶予される場合があります)
*猶予期間中の延滞税の一部が免除されます
*財産の差し押さえや換価(売却)が猶予されます

福岡市 特別相談窓口

市内の中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)のための特別相談窓口
経営相談や融資の相談・受付の対応をしています

＜特別相談窓口＞福岡市中小企業サポートセンター(博多駅前2-9-28福岡商工会議所ビル2F)

【融資相談】平日9時—17時(予約不要・受付は16時30分まで)

問い合わせ092-441-2171(福岡市経済観光文化局経営支援課)

【経営相談】平日9時30分—17時(要予約:中小企業診断士の場合)

相談予約092-441-2161(受付は福岡商工会議所)

日本政策金融公庫 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- 実質的な無利子化融資とは、公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客様のご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、公庫以外の実施機関が行う「特別利子補給制度」の各々の要件を満たしていただく必要があります。

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付 (注1・2)		詳細検討中 特別利子補給制度 (注1・2)									
ご利用いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方</p> <p>(1) 最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少</p> <p>(2) 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少</p> <p>①過去3ヵ月(最近1ヵ月含む)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10～12月の平均売上高</p>	<p>左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模事業者</th> <th>中小企業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>要件なし</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時雇用する従業員*が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業とはこの他の中小企業をいう。 *労働基準法における「予め解雇予約を必要とする者」</p> <p>(※2)売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月のうちいずれかの1ヵ月で比較。</p>		小規模事業者	中小企業者	個人	要件なし	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上
	小規模事業者	中小企業者									
個人	要件なし	売上高▲20%以上									
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上									
資金の用途	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	—									
融資限度額	別枠6,000万円	左記の融資限度額のうち、3,000万円以下の部分									
返済期間 (据置期間)	設備資金：20年以内(うち5年以内) 運転資金：15年以内(うち5年以内)	当初3年間									
利率 (注3)(年)	<p>3,000万円以下 当初3年間：基準(災害) - 0.9% 3年経過後：基準(災害)</p> <p>3,000万円超 基準(災害)</p> <p>基準(災害) 金利 1.36~1.55% (R2/3/2現在)</p>	<p>左記の3,000万円以下の部分にかかる「基準(災害) - 0.9%」の利子(支払利息)*</p> <p>*一旦公庫にご返済後、支払済み利子額を実施機関から補給</p>									
担保	無担保	—									
実施機関	日本政策金融公庫 (国民生活事業)	政府の指定する実施機関 現時点では未定									

(注1)経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(令和2年3月13日20:00版)より作成し、経済産業省において監修

(注2)令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は遡及適用が可能

(注3・4)令和2年3月17日時点での適用例(運転資金1,500万円・5年返済の場合)

【3,000万円以下の部分】当初3年間：0.46%、3年経過後：1.36%

↑この部分の支払い済み利子額を後日実施機関から補給し、実質的に無利子化

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。

お申込みに提出いただく書類 借入申込書、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書、最近2期分の確定申告書・決算書、法人においては履歴事項全部証明書または登記簿謄本